

○南相馬市サービスエリア利活用拠点施設条例

平成26年9月30日

条例第28号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項の規定に基づき、本市の物産、観光及び伝統文化など多様な地域情報の発信を行い、交流機会を創出するとともに、地域産業の振興及び地域の活性化を図るため、南相馬市サービスエリア利活用拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 南相馬市サービスエリア利活用拠点施設

位置 南相馬市鹿島区浮田字^南木沢212番地の1

(施設)

第3条 拠点施設は、次に掲げる施設その他当該施設に付随する施設をもって構成する。

(1) 情報発信施設

広域観光ブース、コミュニティ広場

(2) 物産販売施設

物産販売スペース

(3) 飲食提供施設

フードコート、テイクアウト店舗

(4) 広場

(5) 駐車場

(事業)

第4条 拠点施設は、次の事業を行う。

(1) 高速道路利用者等の休憩場所の提供に関すること。

(2) 地域情報の発信に関すること。

(3) 特産品等の展示、販売及び普及に関すること。

(4) 飲食物の提供に関すること。

(5) 交流事業の企画及び実施に関すること。

(6) その他拠点施設の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日等)

第5条 拠点施設は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休館日及び供用休止日を定めることができる。

(開館時間等)

第6条 第3条に掲げる情報発信施設、物産販売施設及び飲食提供施設の開館時間は、午前8時から午後8時まで、広場及び駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとす

る。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、開館時間及び供用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 第3条に掲げる施設（情報発信施設のうち広域観光ブース、物産販売施設、飲食提供施設及び駐車場を除く。）を利用し、営業行為若しくは催事又はこれに類する行為をしようとする者（以下「利用業者等」という。）は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

- 2 指定管理者は、拠点施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可をする際にその利用について条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設及び設備器具（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあるとき。
- (3) その他拠点施設の管理に支障をきたすおそれがあるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、利用業者等が次の各号のいずれかに該当するとき、第7条第1項の規定による許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 利用の取消しを申し出たとき。
 - (3) 許可された内容と異なる利用が判明したとき、又は利用条件を遵守しなかったとき。
 - (4) 偽りの内容により申請を行う等の不正な手段で許可を受けたとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反しているとき。
- 2 前項の規定により利用業者等が損害を受けることがあっても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(利用権の譲渡の禁止)

第10条 利用業者等は、施設等の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第11条 利用業者等は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用し、若しくは造作を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により生じる費用は、当該利用業者等の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 利用業者等は、拠点施設の利用が終了したとき、又は第9条の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

2 利用者等が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者又は市においてこれを執行し、その費用を利用業者等から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により施設等を毀損し、又は滅失した者は、それによって生じた損害額を市に賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、指定管理者に拠点施設の管理を行わせるものとする。

(指定管理者の公募)

第15条 市長は、指定管理者に拠点施設の管理を行わせようとするときには規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、拠点施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

(指定管理者の業務の範囲)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 拠点施設の管理及び運営に関する業務
- (2) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (3) 拠点施設の利用許可及び利用の取消し等に関する業務
- (4) 利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (5) 利用料金の減額及び免除に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の手続)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、南相馬市指定管理者選定審査委員会において、次に掲げる基準を総合的に審査し、最も適切な管理を行うことができると認める団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) サービスの向上を図ることができるものであること。
- (3) 拠点施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
- (4) 拠点施設の管理を安定して行うための物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域住民、団体や行政との連携を図ることができるものであること。
- (6) 業務上知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。第19条及び第29条において同じ。）を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。
- (7) その他公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(指定管理者の指定等の公告)

第18条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したとき、又は第23条第1項の規定により、指定の取消し若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(管理の基準)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、拠点施設の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) この条例の規定を遵守し、適正な拠点施設の運営を行うこと。
- (2) 拠点施設利用者に対して公平かつ適切にサービスの提供を行うこと。
- (3) 個人情報の漏えいの防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (4) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(協定の締結)

第20条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長と拠点施設の管理に関し、規則で定める事項を記載した協定を締結しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第21条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第23条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理経費の収支状況に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による拠点施設の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(業務報告の聴取等)

第22条 市長は、拠点施設の管理の適正を期するため必要と認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第23条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、又はその他指定管理者の責めに帰すべき理由により当該指定管理者による拠点施設の管理を継続できないと認めるときは、その指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じたときにおいては、指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付等)

第24条 利用業者等は、指定管理者に対し、利用料金を納付しなければならない。

- 2 前項に規定する利用料金は、指定管理者の定める期日までに納入するものとする。
- 3 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第25条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第26条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、収受する利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不返還)

第27条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、その利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限)

第28条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を制限し、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがある者
- (3) 指定管理者の指示に従わない者
- (4) その他拠点施設の管理に支障をきたすおそれがある者

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第29条 指定管理者及び拠点施設の管理の業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、拠点施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

(市長による管理)

第30条 第5条から第9条まで、第11条、第12条、第24条から第28条まで及び別表の規定は、指定管理者に代わって、市長が拠点施設の管理を行う必要が生じたときについて準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第5条第2項中「指定管理者(法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)」が、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第6条第2項中「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要と認めるときは」と、第7条から第9条第1項まで中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第11条中「あらかじめ指定管理者の承認を得た上で、市長の許可」とあるのは「市長の許可」と、第24条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」とあるのは「市長が定めるものとする」と、第26条から第28条まで中「指定管理者」と

あるのは「市長」と、別表中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第15条から第23条までの規定は平成26年10月1日から施行し、第7条から第11条まで、第24条から第27条まで及び第29条の規定は平成27年1月1日から施行する。

(南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例の一部改正)

2 南相馬市障がい者の利用に係る公の施設の使用料又は利用料金の免除に関する条例（平成18年南相馬市条例第123号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和5年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第24条関係）

区分	単位	利用料金
コミュニティ広場	1時間	600円
指定管理者が許可する施設	1区画／1日	7,000円

備考

- 1 指定管理者が許可する施設における1区画とは、3.56m×5.34mとする。
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間として計算し、利用料金に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- 3 面積が1区画に満たない端数があるときは、これを1区画として計算し、1区画を超える面積を利用するときは、最大2区画までとする。
- 4 コミュニティ広場において、利用業者等が商業宣伝、営業その他これらに類する目的をもって利用するときは、当該料金に100分の200に相当する額を加算する。